

高砂市猫よけ器貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、猫よけ器(超音波又はスプレーを発生させることにより、猫を遠ざける効果を有する器具をいう。以下同じ。)を試用として貸し出すことにより、市民の所有地又は借地に侵入する猫によるふん尿等の被害の軽減を図ることを目的とする。

(貸出しの対象)

第2条 猫よけ器の貸出しの対象となる者は、第5条に規定する使用場所に侵入する猫による被害を軽減しようとする高砂市内に居住する者とする。

(貸出しの申込み)

第3条 市長は、猫よけ器の貸出しを受けようとする者に対し、猫よけ器借用申請書(別記様式)を提出させるものとする。

(貸出期間及び貸出回数)

第4条 猫よけ器の貸出期間は、貸出しを受けた日から30日以内とし、貸出回数は原則1世帯当たり超音波タイプのもの及びスプレータイプのものそれぞれについて1回限りとする。

ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出台数及び使用場所)

第5条 猫よけ器の貸出台数は、1回の貸出しについて1世帯当たり1台とし、その使用場所は、猫よけ器の貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)に係る市内の所有地又は借地とする。

(貸出料)

第6条 猫よけ器の貸出しに係る費用は、無料とする。ただし、貸出期間中における消耗品については、借受者自身で用意する。

(借受者の責務)

第7条 借受者は、次に掲げる事項を履行しなければならない。

- (1) 猫よけ器を善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 猫よけ器をこの要領の目的以外に使用しないこと。
- (3) 猫よけ器を使用するに当たり、取扱説明書をよく読み、正しく使用すること。
- (4) 猫よけ器を第三者に転貸しないこと。
- (5) 猫よけ器を滅失し、又は毀損しないよう使用すること。
- (6) 猫よけ器を使用した後は、清掃し、速やかに返却すること。
- (7) 貸出期間を厳守すること。
- (8) その他市長が定める事項

(返還)

第8条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに猫よけ器を市に返還させるものとする。

- (1) 猫よけ器の貸出期間を経過したとき。
- (2) 第2条に規定する貸出しの要件を満たさなくなったとき。

(損害賠償)

第9条 市長は借受者の責めに帰すべき理由によって、借受者が猫よけ器を滅失し、又は毀損したときは、借受者に対しその損害を現物をもって賠償させるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、免除することができる。

2 猫よけ器の使用により、借受者が被った損害及び借受者が第三者に与えた損害は、借受者がその責任を負うものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、猫よけ器の貸出しについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。